

県南広域振興局長告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成26年4月1日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻平泉線
- (3) 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
花巻市二枚橋第6地割262番1地先から西磐井郡平泉町平泉字森下65番4地先まで	m 31.8~14.5	m 76,727.0

- (4) 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局土木部、土木部花巻土木センター、土木部北上土木センター及び土木部一関土木センター
  - イ 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 栗駒平泉線
- (3) 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字青笹1番118地先から西磐井郡平泉町平泉字森下65番4地先まで	m 31.8~14.5	m 29,985.3

- (4) 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局土木部及び土木部一関土木センター
  - イ 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中里堀切線
- (3) 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字中里7番1地先から字堀切61番3地先まで	m 70.4~8.9	m 3,528.5

- (4) 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - イ 期間 平成26年4月1日から同年5月1日まで